

教育委員会定例会会議録

令和2年10月15日（木）

教育委員会定例会会議録

令和2年10月15日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室5に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 大森美保子 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 鈴木嘉朋	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 力石裕司	社会教育課長 瀧田美穂
小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 関山知子
体験学習センター所長 松下 晃久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから10月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第44号令和3年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教職員担当課長 日程第1 教委議案第44号令和3年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針についてにつきまして、教職員担当課長からご説明申し上げます。

まず初めに、資料はございませんが、県費負担教職員の任命権者である神奈川県教育委員会が定めました神奈川県公立学校教職員人事異動方針についてご説明いたします。な

お、これについては昨年度と変更はございません。その内容は、人事異動に当たっては教職員の適正な配置に努めるものとするとして、次の3点が示されております。1点目は適材を適所に配置すること、2点目は教職員の編成を刷新強化すること、3点目は全県的な視野に立って広く人事交流を行うこと。以上が神奈川県公立学校教職員人事異動方針でございます。

それでは、2ページをごらんください。茅ヶ崎市教育委員会といたしましては、県の方針に基づきまして、ここにごございます方針のとおり定めたく、提案するものでございます。

それでは、方針を読み上げさせていただきます。

令和3年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針

茅ヶ崎市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動に当たっては、適材を適所に配置すること、広く各校の人事交流を行い、教職員の編成を刷新強化することを基本として、積極的に教職員の適正配置に努めるものとする。

1 同一校に10年を超えて勤務する者

従来より配置換を行ってきたところであるが、令和3年度においても、その能力と適性を考慮して積極的に配置換を行う。

2 同一校に3年を超え10年以内勤務する者

地域によって学校規模に違いが見られることや、各校ごとの学校運営上の問題点に留意し、また、教職員構成の均等化を図る意味から、転任希望の申出のみにとらわれず配置換を行う。

なお、6年以上になる者については計画的に配置換えを行うこととする。

3 同一校に3年以内勤務する者

教育効果の向上を図るため、原則として異動の対象としない。ただし、特別の事情のある者についてはこの限りではない。

方針の内容は昨年度と変更はございませんが、同一校6年以上となる教員の異動につきましては、これまでの学校長を通じての働きかけをしたことによりまして、人事異動方針が徐々に浸透し、各教職員の意識化が進んでおります。この方針の下、学校長ヒアリングにより集約した各学校の実情、課題を把握した中で、積極的、計画的な教職員の異動を行っていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第44号令和3年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針については原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第45号茅ヶ崎市教育基本計画についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第2 教委議案第45号茅ヶ崎市教育基本計画についてにつきまして、教育政策課長よりご説明いたします。

議案書は3ページから66ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市教育基本計画(案)を令和3年度から令和12年度までの10年間の基本計画とする次期の茅ヶ崎市教育基本計画と決定するため提案したものでございます。

茅ヶ崎市教育基本計画については、本年4月の定例会にて、茅ヶ崎市教育基本計画(素案)のパブリックコメント実施についての議案を議決いただき、4月28日から5月27日までパブリックコメントを実施したところでございます。

議案書の5ページから66ページの茅ヶ崎市教育基本計画(案)をご覧ください。概略を説明いたします。

議案書の9ページから、第1部において、教育基本計画の策定の趣旨や教育を取り巻く施策の動向、現行計画の振り返り、計画の範囲と位置づけ、期間、計画の体系、教育基本計画の基本理念、基本方針、重点施策をまとめています。

基本理念を「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～」とします。基本理念の下に3つの基本方針と8つの重点施策を定めています。

議案書27ページからの第2部は、基本方針別の施策となります。3つの基本方針の下で取り組む3つの政策と23の施策に関する記載をしています。教育行政と様々な分野との連携を深めることが重要と考え、本計画より施策ごとに市長部局との連携を記載しています。政策の効果の確認をするための指標を挙げ、この指標により効果の検証を行います。

議案書53ページからの第3部、計画の進行管理です。本計画の進行管理は、毎年度実施する教育委員会の事務の点検・評価と一体的に実施し、その経過を中間見直しや次期の計

画の策定に活用してまいります。進行管理は政策の単位で行います。実際に行った政策の内容、過去数年間の指標の変化などから、政策の成果や改善点を検証します。

議案書57ページからは資料編となります。

パブリックコメントでは、7人の方から31件の意見をいただきました。素案から案とするに当たって変更した点といたしましては、議案書の6ページのとおり、「はじめに」として、教育長の言葉を記載したほか、パブリックコメントにかけた素案に対する意見を受けて議案書では31ページ、冊子の番号でいきますと23ページを修正しております。政策1の3)市長部局との連携の最初の見出しを「様々な資源と分野を学ぶ機会の創出」といたし、その2行目の後半に記載した、児童・生徒が学ぶ機会の例示といたしまして、「スポーツ」を追記しております。また、資料編につきましては、時点修正をしております。

なお、資料1は概要版（案）でございます。後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 SDGsについても配慮した取組をとということでなされているというのはすばらしいことだとは思っております。それとはまた別の話ですけれども、例えば、24ページに「児童・生徒に寄り添った教育環境の充実」ということがありまして、「小・中学校に特別支援学級を整備し」と書かれているんですけれども、茅ヶ崎市の先進的な教育というんでしょうか、特別支援学級とか通級の充実ということもあるんですけれども、その場によるものだけではなくて、子供と保護者の希望、教育委員会が認めた、就学先で適切な教育を行おうと努力しているというようなことも、もっとコマースシャルをしてもいいんじゃないかと私は思いました。

○竹内教育長 ほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

特にほかにご意見等がなければ、日程第2 教委議案第45号茅ヶ崎市教育基本計画について原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

それではここで関係部課長、事務局以外のご退席ください。

〔関係部課長を除き退席〕

○竹内教育長 続きまして、日程第3 教委報告第40号教育委員会市職員人事に関する専

決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第40号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明を申し上げます。

議案書は68ページを御覧ください。教育委員会の発令につきまして専決処分のご報告をさせていただきます。

今回は5月7日付、10月1日付の市民課の職員に対する学務課への併任解除が3件、7月1日付、10月1日付の学務課への併任が4件となっております。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第40号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第4 教委報告第41号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第4 教委報告第41号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分について、教育政策課長よりご説明申し上げます。

茅ヶ崎市教育基本計画審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを目的として、茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置されているものでございます。

議案書は69ページから71ページをご覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症のため、推薦者選任のための会議が開催できていないことから推薦をいただけておりませんでした。茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議より、このたび委員として日下英彦さんを推薦いただきましたことを受け、教育基本計画審議会委員として委嘱したため報告するものです。

任期といたしましては、令和2年9月24日から欠員委員の残任期間である令和4年5月

11日までとなります。事務処理に急を要したため、委員会を招集するいとまがなく、教育長による専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定により報告をいたします。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第41号茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第5 教委報告第42号動産の取得に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第5 教委報告第42号動産の取得に関する専決処分についての提案理由を学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書の72ページと73ページを御覧ください。

本案は、令和2年9月24日に株式会社有隣堂藤沢営業所と締結した茅ヶ崎市立小中学校GIGAスクール学習者用端末等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

また、この動産の取得に当たりましては、令和2年4月に成立した国の補正予算第1号に基づく教育費国庫補助金5億7384万円を活用いたします。

なお、議会への議案書提出の締切りまでに日がなかったことから、教育長の専決処分とさせていただきますので、教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○城田委員 高額な予算を使って、1人1台というタブレットを中心にこれだけ整備をするわけですから、運用に当たっては無駄にならないように、しっかりと活用できるように、各学校の先生方に指導を徹底していただきたいと思いますので、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

○竹内教育長 よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にほかにご意見等がなければ、日程第5 教委報告第42号動産の取得に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第6 事務報告に移ります。令和2年第3回市議会定例会について、担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 教育総務部長より、令和2年第3回市議会定例会についてご報告をいたします。

資料につきましては、教育委員会定例会資料2でございます。

同定例会は、9月1日から9月30日までの会期30日間で開催されました。

まず、教育委員会に関する議案等につきましてご報告いたします。

第3回定例会は、前年度の決算の認定に関する議案を含め、4件の議案審議がありました。9月4日に、認定第1号令和元年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について、決算特別委員会において審査され、24日に本会議において認定されました。

11日には、文化教育常任委員会が開催され、議案第92号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第11号)及び議案第93号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第12号)が審査され、24日に本会議において可決となりました。内容といたしましては、議案第92号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第11号)につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施に伴い事業費等を減額するもの、議案第93号令和2年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第12号)につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る消耗品等の購入費のほか、学びの保障に必要な経費、就学援助システムの更新費用等を計上するものでございます。

29日は総務常任委員会が開催され、議案第119号動産の取得についてが審査され、30日に本会議において可決となりました。内容といたしましては、GIGAスクール学習用端末の一般競争入札が実施され、落札者が決定しましたが、契約金額が2000万円以上であるため、動産の取得について議決を得るものでございます。

次に、陳情審査についてでございますが、今定例会においてはございませんでした。

今回の市議会定例会におきましては、20人の議員より一般質問の通告があり、そのうち7人の議員より質問がありました。一般質問でいただきました質問についてご説明いたし

ます。

資料3ページからの滝口友美議員からは、誰も取り残さない社会への取組についてと題して、特別な支援が必要な子どもたちへのサポートについて、障害者がSOSを出しやすい環境づくりについてご質問をいただきました。

資料4ページからの小磯妙子議員からは、ヤングケアラーについてと題し、ヤングケアラーに関する要保護児童対策地域協議会を中心とした本市の取組と課題についてご質問をいただきました。

資料5ページからの水本定弘議員からは、スポーツ振興基本計画と題して、計画の担い手や子どものスポーツ活動についてご質問をいただきました。

資料6ページからの中野幸雄議員からは、コロナ禍における教育現場の現状と課題についてと題し、臨時休業期間を含めての教育現場の状況と課題、学習の遅れへの対応、少人数学級の必要性の認識についてご質問をいただきました。

資料12ページからの早川仁美議員からは、学校現場の教職員の働き方についてと題して、本市教職員の労働時間の現状、スクール・サポート・スタッフや職員の増員効果、事務作業の効率化及び事務職、専門職の増員についてのご質問をいただきました。

資料15ページからの伊藤素明議員からは、未来を拓く力を育む教育に向けてと題して、児童・生徒を取り巻く環境、豊かな人間性と自律性を高める取組についてご質問をいただきました。

最後に、資料20ページからの山田悦子議員からは、茅ヶ崎笑顔の創生・未来を担う子供の子育て、教育についてと題して、将来を見据えた学校教育についての質問を、茅ヶ崎笑顔の創生・弱者（障害者、高齢者）に寄り添うまちづくりと題して、コロナ禍における障害者の抱える問題等についてご質問をいただきました。

今回の定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症に関連する質問が多くございました。コロナ禍において分散登校をはじめ、学校においても授業の確保と感染症拡大防止の観点から努力し、学校再開後においては、感染症対策を徹底的に実施したこと、また、学習に関しては少人数学級に向けての国、県への要望を実施していくこと、スクール・サポート・スタッフや補習等指導員については、今年度大きな成果を上げていることから、引き続き県に要望していくことなどを答弁いたしました。

それぞれの質問の詳細につきましては、本日お配りいたしました資料のとおりでございます。

以上で、令和2年第3回市議会定例会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 資料の19ページ、修学旅行に関する質問をいただいております。現在、茅ヶ崎市の中学校は修学旅行でこういったところを訪れているのでしょうか。

○学校教育指導課長 今年度につきましては、当初予定されていた時期については、新型コロナウイルス感染症に係る日程の延期ということで2月中旬以降を予定しておりますが、多くが京都、奈良となっております。広島については単独ではなく、広島と京都という形で、当初は2校が予定されておりましたが、うち1校については延期に伴い1泊2日に変更した関係で、広島泊を除いたということで、今年度については1校が広島の1泊を含めた修学旅行を予定しております。

○赤坂委員 分かりました。修学旅行に関しては各学校で決めてよいと、各学校で決めるべきだと思います。そして、特色ある学校づくりの一つとして、新たな修学旅行実践をつくっていただきたいと思います。

例えば、今聞いたところ、京都、奈良が多いようですが、農業体験学習を組み込むとか、あるいは被災地を訪問してボランティア学習を行うとか、そういう新たな修学旅行の創造を期待したいです。

なお、広島に関しましてはこれもすばらしい修学旅行の候補地であると。ただ、やはり遠距離であるとか、あるいは交通費がかかり過ぎるとかいろいろな課題があるんでしょうけれども、今後も、広島もやっぱり修学旅行の候補地として挙げていただきたいと思いません。

○大森委員 4ページに、ヤングケアラーについてご質問がありました。教育長が本当に丁寧に答えてくださっている文章を見て、特に改めて質問というよりは、1つ提案です。

児童・生徒が、学校生活を通して学業に励んだり、生徒同士の交流や仲間関係を築くことはとてもかけがえのないものになると思います。そこで、家庭でのちょっとしたサポートをしなければならぬお子さんたちについては、なかなか把握が難しい状況もあるんだということも十分分かりました。ただ、後手に回らないように、本来すべき生活が送れていけるように、学校関係の皆様は、大変だとは思いますが、いじめにつながるということも含めて、ぜひ十分な把握をなさっていただいて、こちらがケアに当たるという道をぜひ

つくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つあります。17ページ、18ページから、本市の携帯電話、小中学生にこういう理由で持たせるのは必要かもしれないという保護者からの要望もあるんだと思いますが、それについては一所懸命お答えになっていて、簡単に解決ができない、慎重な判断が必要であるとお述べていらっしゃいます。そのとおりだと思うんです。それを少し前に進めるためには、個人的な意見ではございますけれども、18ページの教育長のお答えの中に、携帯電話を子供に持たせるかどうかについては、各家庭の状況や教育方針により保護者が判断するものであるというような回答もございました。ということは、子供たちだけのルールでは、やはり家庭が背景にありますので、保護者の方の使い方というのは改めて保護者の方が見直していただく機会にさせていただいた上で、子どもにどのように持たせるかというようなことも少しご検討いただければと思います。

○学校教育指導課長 ありがとうございます。携帯電話等、スマートフォンが主になりますけれども、調査によると、かつては学年が上がるごとに、家庭も中学入学を機会にとかで子供たちに渡していたところ、年々学年が逆転するぐらい、初めてスマートフォン等を持つ者もかなり低年齢化しています。

今、ご指摘があったように、保護者の使い方というのは非常に子どもたちに影響するところでもありますので、答弁の一部にもあります情報モラル教室については昨年度、小学校19校中17校、中学校は全校行っております。ここでは専門性のある方をお招きして情報モラル教室を行っていますけれども、児童・生徒だけでなく、地域の方や保護者の方にも参加を呼びかけ、共に考えていく、この先さらに進展していく情報社会において、子供たちが安全に、犯罪等に巻き込まれることなく、正しく適切に使っていただけるように、そのような学校の取組も広く、保護者、地域に発信しながら意識啓発も行っているところです。今後、その意味がより求められるところでもありますので、引き続き、各学校の取組は支援していくつもりです。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第6 事務報告を終了いたします。

日程第7につきましては、人事に関する案件ですので、関係部課長だけの出席で行いたいと思います。

ここで皆様にお諮りいたします。日程第7につきましては、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後 3 時31分閉会